

聖隷クリストファー大学キャンパスルールを守らない 学生への対応に関する内規

(目的)

第1条 聖隷クリストファー大学(以下、「本学」という)では、法に抵触する行為(薬物犯罪・窃盗・わいせつ行為・ハラスメント行為等)を含め、第2条の事項をキャンパスルール違反としている。このキャンパスルールを守らない学生に対し注意・指導・厳重注意・警告及び懲戒処分(以下、「注意・指導等」という。)を行うにあたり、その手順を定めることを目的とする。

(注意・指導等の対象となる事項)

第2条 注意・指導等の対象となる事項は次のとおりとする。

(1)通学

- ①近隣施設・店舗への無断駐車
- ②自動車:学生指定の駐車場以外への駐車
- ③バイク・自転車:専用駐輪場以外への駐輪
- ④自動車・バイク・自転車の無許可又は無届通学
- ⑤車両の改造及び整備不良による騒音
- ⑥駐車カードの貸借・譲渡等による不正使用
- ⑦スクールバスの不正乗車

(2)書籍等図書館資料の無断持ち出し

(3)警察に届け出ない程度の施設・備品・図書館資料等の破損・汚損

2. 喫煙は、退学を含む「聖隷クリストファー大学学生懲戒処分規程(以下、「学生懲戒処分規程」という。)」の適用対象となる。
3. 飲酒運転に関わる問題は、犯罪行為として学生懲戒処分規程の適用対象となる。
4. 懲戒処分の対象等については、学生懲戒処分規程を参照する。

(適用の手順)

第3条 注意・指導等の適用の手順は原則次のとおりとする。

(1)1回目:注意・指導

- ①対象となる学生(以下、「学生」という。)が所属する学部の学生委員長(以下、「学生委員長」という。)は、注意・指導を行う。
- ②学生委員長は、学生に学生部長宛の反省文を書かせ、提出させる。
- ③学生委員長は、必要に応じ学生が所属する学部・学科の学部長及び学科長(以下、「学部長」「学科長」という。)に報告する。
- ④学生委員長は、必要に応じ学生の保証人へ連絡し改善を依頼する。
- ⑤損害賠償(聖隷学園施設、設備及び備品貸出規則第8条により、損害の賠償を請求する。)

(2)2回目:厳重注意・警告

- ①学生部長は、学生に面談をして厳重注意及び警告を行う。
- ②学生部長は、学生とその保証人に対し、文書により3回目の違反は学生懲戒処分規程による処分対象となる旨を警告する。
- ③学生部長は、学部長及び学科長に①及び②について報告する。
- ④学部長又は学科長は、教授会の議を経て学生に対する教育的指導を科すことがある。その場合、指導内容は学部長又は学科長が学生に伝え、指導は学生委員長が学生サービスセンター等と連携をとって実施する。

⑤損害賠償(聖隷学園施設、設備及び備品貸出規則第 8 条により、損害の賠償を請求する。)

(3)3 回目:懲戒処分

①学生部長は、3 回目の違反であることを確認し、学長と学部長に報告する。

②以降学生懲戒処分規程に基づき、手続きを進める。

③損害賠償(聖隷学園施設、設備及び備品貸出規則第 8 条により、損害の賠償を請求する。)

2. 20 歳未満の学生の飲酒に関しては、1 回目を「厳重注意・警告」、2 回目を「懲戒処分」として適用する。

3. 注意・指導等は、学部により学科の学生委員が行う場合もある。

4. 図書館利用に関しては、「学生部長」は「図書館長」に、「学生委員長」は各学部の「図書館運営会議委員」に読み替える。

5. 本条第 1 項の回数の適用は、第 2 条第 1 項の事項単位での回数とする。

(事務取り扱い部署)

第 4 条 キャンパスルールを守らない学生への対応に関する事務は、学生サービスセンターが行う。

(改廃)

第 5 条 この内規の改廃は、学生支援協議会の議を経て、大学部長会が行う。

附則 この内規は、2009 年 4 月 1 日から施行する。

附則 2010 年 10 月 12 日一部改定

附則 2011 年 6 月 14 日一部改定

附則 2012 年 2 月 14 日一部改定

附則 2017 年 2 月 14 日一部改定

附則 2024 年 4 月 1 日一部改定(目的、注意・指導等の対象となる事項、適用の手順、事務取り扱い部署、改廃)